

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

福祉環境委員会記録

平成 29 年 3 月 8 日(水)
第 2 委員会室
10 時 00 分～15 時 10 分

【委員】 道下委員長、足立副委員長、柳楽委員、小川委員、森谷委員、平石委員
澁谷委員、西村委員

【委員外議員】 江角議員、牛尾昭議員、佐々木議員、野藤議員、上野議員、笹田議員
原田議員、田畑議員、岡野議員

【執行部】 川崎健康福祉部長、杉本地域福祉課長
中田健康長寿課長、有福子育て支援課長、猪木迫地域医療対策課長
宮崎市民生活部長、三浦医療保険課長、塙総合窓口課長、原田環境課長
吉永金城支所長、山田市民福祉課長
田村旭支所長、佐々尾市民福祉課長
細川弥栄支所長、小田市民福祉課長
斎藤三隅支所長、大田市民福祉課長
河野上下水道部長、小川管理課長、岸本工務課長、塚田下水道課長

【事務局】 外浦書記

議 題

- 1 議案第 1 号 浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第 8 号 浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第 9 号 浜田市高齢者生活支援事業の手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第 10 号 浜田市金城高齢者生活福祉センター条例及び
浜田市三隅デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第 36 号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 6 請願第 40 号 年金の毎月支給を求める意見書の提出について
- 7 請願第 44 号 家庭保育・夜間保育制度の創設に関する請願について
- 8 執行部報告事項
 - (1) 社会福祉法人制度改革の概要について
 - (2) 介護予防・日常生活支援総合事業について
 - (3) 認知症初期集中支援チームの設置について

て

- (4) 平成 29 年度保育所保育料等について
- (5) 子育て支援センターの移転新築に関する検討経過について
- (6) 公営企業の経営戦略策定について
- (7) その他

(配布資料) 平成 28 年度第 3 回国民健康保険運営協議会資料

浜田市人口状況 (平成 28 年 11 月末～平成 29 年 1 月末)

9 所管事務調査

- (1) ミニデイに関する予算比較について
- (2) 特養申込者の状況について
- (3) 特養入所者の介護度別状況について
- (4) 鳥取県における在宅育児世帯への経済的支援の状況について
- (5) 国民健康保険料賦課対象所得額等の状況について

10 その他

【議事等の経過】

[10時00分 開議]

道下委員長

ただいまより福祉環境委員会を開催いたします。出席委員は8名で定足数に達しています。早速レジュメに沿って進めさせていただきます。

1 議案第1号 浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

執行部から補足説明があればお願いします。

(「ありません」という声あり)

委員から質疑はありますか。西村委員。

西村委員

事業は終るといふことなので、事業の助成の仕組み、概要についてお聞きします。

三隅市民福祉課長

合併後に独自の保健事業ということで、三隅地区が抱えている医療的な問題が肝炎対策でした。医療費の助成をおこなうことで、当時のインターフェロン治療を使ったウィルス駆除を目的としたものでした。それによつては当時相当な個人負担があるということで、これをなるべく軽減し早期に治療をしていただきウィルス駆除を行う、そして肝硬変、肝癌への進行を予防する、個人の健康を取り戻すと同時に肝癌治療にたいする医療費の軽減を図ると言う目的で創設した事業です。

西村委員

事業の中身としては県の助成の制度に市が上乘せした形と思いますが、そのことについてお聞きします。

三隅市民福祉課長

平成19年度からこの事業を開始しました。当時県の事業はされておりませんで、20年度から県の肝炎対策事業が始まりました。同時に浜田市の制度を県の制度に合せまして県が助成制度で打ち切っている1万円ないし2万円これをさらに浜田市の助成で負担なしから最高4,000円までの個人負担を軽減したという状況です。

西村委員

助成を利用された方の人数、事業費のトータル、累計についてお願いします。

三隅市民福祉課長

平成19年度から平成27年度まで……。27年度末に申請した方がいるので……。370名おられます。医療費は約5004万円くらいになるのではないかと、今のところ約5000万の決算予定額になっています。人数は370名の申請により370名が治療されました。ウィルス消失率は先生から結果が出ていないものもありますが約95パー

西村委員

セントが治癒する見込みです。

C型肝炎にかかっているけど制度を知らない方、色んな事情でこれまで利用してこなかった方、要するに漏れがないかということを確認しておきたいと思います。どういう周知をされたのか。漏れはないという状況についてご説明いただきたい。

三隅市民福祉課長

当初はウィルス検診結果、陽性のある方にはこういった制度があることを通知しています。医療機関には10年間の事業であることを説明し、事業が終わるまでに治療を進めるようお話ししましたし、県の制度を適用していただくようお話ししました。いまだ治療に至っていない方が若干名おられます。がん治療があるから、他の病気もあるのでそちらを優先したい方、高齢で治療を控える方などおられます。かなりの高齢の方には先生もお勧めできないので、別治療を継続していく。あとは仕事のけりがつかないのを待ってくださいという方。未治療の方についても継続してこの10年間は啓発してまいりました。

西村委員

先ほど、県の事業は継続するという話が合ったので安心したんですが、県の事業は最終について切られていませんか。

三隅市民福祉課長
道下委員長

県の事業については今の所聞いていません。
他にありますか。
(「なし」という声あり)
ではこの件については以上とします。

2 議案第8号 浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

執行部から補足説明があればお願いします。

(「ありません」という声あり)

委員から質疑はありますか。西村委員。

西村委員

杉の子が既存教室の整備、さくらがプレハブの増設、三隅が増築と思います。それぞれ定員が増えていますが、現段階での利用申し込み状況をお伝えください。

子育て支援課長

杉の子が100名、さくらが48名、三隅が43名です。

西村委員

石見小学校杉の子が100人ですか。そうすると定員は85ですので、だいたいこんなものですか。

子育て支援課長

これまでの数字を申し上げますと、杉の子は平成26年が63、27年が74、28年が83ということで、今回100人というのは我々の想定

より多いです。受け入れが難しいので、4年生以上の9名は受け入れできないとお知らせしました。3年生以下のところは定員を6名上回りますが、なんとか現場との調整で受け入れしたいと思っています。

西村委員

そうすると、折角整備したのだが毎年可能性として4年生以上みたいに調整をかけて実質断る可能性が、ないことはない。折角事業を打って、こういう状況というのは釈然としないなど。もう少し定員を広げることは出来なかったのかと思いますが。

子育て支援課長

ご指摘の通りです。今後継続してこのような状況が続くなら、さらに対策を検討しなければと思います。経緯ですが、私どもは最優先で学校の空き教室が利用できないかという視点で調査しています。定員から言うと本来ならもっと余裕のある整備をしたかったのですが、既存の建物が有効活用できる方法として今回の整備を行いました。プレハブを建てることも考えました。さくら学級は元々プールを想定していた部分があったのでプレハブを建てましたが、石見小学校は校庭が広くないため難しかった。その他東公園の中に建てるという選択肢もありましたが、そうすると学校から離れる、公園施設の一部にもなるということから、適当なのかということもあり、まずは既存教室を活用しようということです。

西村委員

石見小の場合は空き教室はもう無いということですか。

子育て支援課長

もっと教室が借りられないか学校にお願いしましたが、難しいということでした。

道下委員長

その他ありますか。足立副委員長。

足立副委員長

職員さんの数はもう決まっていますか。

子育て支援課長

充分でない部分があります。指導員募集はしていますが、必要な数の採用はできていません。代替の指導員さん、あるいは大学生のアルバイトを採用して人員確保したいと考えています。

道下委員長

その他ありますか。

(「なし」という声あり)

ではこの件については以上とします。

3 議案第9号 浜田市高齢者生活支援事業の手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について

執行部から補足説明があればお願いします。

(「ありません」という声あり)

委員から質疑はありますか。西村委員。

西村委員

軽度生活援助員派遣サービスが総合事業に移行することにもなる条例改正ですが、お金の流れも含めて、事務処理的にどう変わっていくのでしょうか。利用料も今は 200 円ですが恐らく変わると思いますが、どのように変わっていくのか教えてください。

健康長寿課長

今、援助員を一回派遣すると委託料が 2080 円、市が受託事業者に払います。本人からの手数料が 200 円。ほぼ 1 割。これが 45～60 分が 2250 円、45 分だと 1800 円。本人自己負担は 1 割負担がほとんどですので、20 円上がるか下がるかというところです。手続きについては今までは申請を受け決定をして派遣でしたが、市への手続きをすることで、従前どおり派遣をするということに変わりありません。

道下委員長

その他ありますか。

(「なし」という声あり)

ではこの件については以上とします。

4 議案第 10 号 浜田市金城高齢者生活福祉センター条例及び浜田市三隅デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について

執行部から補足説明があればお願いします。

(「ありません」という声あり)

委員から質疑はありますか。

(「なし」という声あり)

ではこの件については以上とします。

5 議案第 36 号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

執行部から補足説明があればお願いします。

医療保険課長

補足説明はありませんが新旧対照表を配布させていただいております。ご参照ください。

委員から質疑はありますか。

(「なし」という声あり)

ではこの件については以上とします。

6 請願第 40 号 年金の毎月支給を求める意見書の提出について

委員から執行部に聞いておきたいことなど、質疑はありますか。
澁谷委員。

澁谷委員

今の時代、隔月支給を毎月に変更する電算処理をすれば簡単ではないかと思います。毎月の支給がいいといった声は執行部は掴んでおられますか。

医療保険課長

そういった声は届いておりません。支給は年金機構からされるので、ここでは把握できないです。

澁谷委員

軽度の認知があると、隔月支給では一気に使ってしまうこともあるのかなと。西村委員もそのような声を聞かれておられるのでしょうか。

道下委員長

隔月では、忘れて使いきってしまうこともあるから、そういうのも含めて・・・ということですが。

西村委員

全国的な動きの中の1つですが、全国的に流れて来た請願の中にはこういった文章もありましたが、請願者とお話をする中で、私はどうかと難色を示したこともあって、調整の上それを削られて、原文にはあったんですが最終的にはこういった請願文書にされた経緯があります。実態としては一部ではあるんだろうとは思いますが、それはしかし自己責任の範疇でもあるという考えの方が私は正しいと思います。請願の中には盛り込まないという形にさせていただきました。

澁谷委員

自己責任という言葉が出たので、どこまで行政が面倒を見れば良いのか難しいところです。体力的には元気で長生きな方が増えて来た昨今、こういう配慮も必要なかなと思った次第です。

平石委員

年金機構の方で支給をされるので、事務処理は市役所にはないということですか。

医療保険課長

申請の受け付け、いろんな届の窓口はありますが、支給に関してはありません。

平石委員

単純に考えて1ヶ月に1度の支給とすると、事務量が2倍になるんですか。

医療保険課長

推測ですが、増えると理解しています。

道下委員長

その他には。

柳楽委員

請願の文書の中にあるように、年金振込日の直前には食べる物がなかったり病院に行けなかったり、そういう相談が実際にあります

か。

地域福祉課長

年金の支給に頼っているのですが、どうしても計画的に日々の生活を送れば良いのですが、突発的なことがあった時に困っているという相談を受けることはあります。今後保護も考えないといけないのかなという相談など。

柳楽委員

そういう相談の中で、自己責任の部分もあると思われませんが、相談の窓口で生活の改善など考えられたり、自己管理が困難な方に後見人制度を勧めたり、そのようなことを活用することで、毎月払いをしなくてもいいことになる可能性などはないでしょうか。

地域福祉課長

生活困窮者支援・・・収入・支出をしっかりと管理・・・色々な関係制度・・・ということももちろん・・・色々な支援の中で・・・ありますので、それがあから 2 ヶ月支給で良いというわけではないですが、・・・あります。

道下委員長

その他ありますか。西村委員から議題 3、議案第 9 号について申請がありましたので、改めて質疑をしたいと思います。西村委員。

西村委員

軽度生活援助事業の関係ですが、委託料と手数料の関係については分かりましたが、来年度当初予算説明資料によれば、今までは浜田市の事業で委託料が 2080 円でそのうち利用料が 200 円という関係でしたが、それが総合事業に移るわけだから、軽度生活援助事業は広域行政組合の方に矢印が行っています。今までは手数料を差し引いた約 9 割は浜田市の一般財源からの持ち出しでしたが、そうではなくなると思うんですよ。その辺がよく分からなかったの。広域が絡んでくるわけで、事務処理的にどう流れるのか、それで利用料も違ってくるのか、そのあたりお聞きします。

健康長寿課長

ご指摘のとおりです。軽度生活援助員派遣事業は現在単独費です。高齢者福祉事業です。総合事業になると地域支援事業費で払いますが、市ではなく介護保険者が直接払います。広域から市に地域支援事業費として委託料を貰って払う必要がなく、広域が直接事業者には払う仕組みが変わります。単独費から地域支援事業費に移るんですが、支払い元は市から広域に移ると。ミニデイは地域支援事業費として広域から市に委託金を貰って市が市の事業としてお金を払っていましたが、ミニデイが緩和型に移行する部分についても市が直接お金を払うことがなくなり、広域が払うようになります。それと同じ形になります。保険給付もどきです。保険給付ではないけれど、

準じて保険者が国保連を経由して事業者にお金を払うというルールに乗らしてもらおうという仕組みです。財源は今は市単独で高齢者福祉の見地から払っていますが、今度から地域支援事業費になります。けれど市が直接払うことがないので保険者が直接払います。

西村委員
健康長寿課長

地域支援事業費というのは、どこからどこへ流れるお金ですか。

介護保険制度上のルールで保険給付費の3パーセント部分が地域支援事業費として保険給付以外の部分を予防事業などに充てています。地域支援事業費と呼んでいます。その事業費をこの圏域は広域という保険者から江津と浜田に応分の割合で地域支援事業費を委託料として払っています。それを財源として介護予防事業などを市がやっています。

西村委員
健康長寿課長

今年度で言うと3百数十万が、来年度から浮くんじゃないですか。

そのとおりです。市負担部分の説明が不足していましたが、今は軽度生活援助員は単独費ですが、手数料等を引いた残り9割はまるまる市の負担です。それが地域支援事業に来年度移行しますので、介護保険財源をもとにそれを行うことになります。払い元は市から広域に移るという話まではしましたが、その内訳、基本的には市負担は12.5パーセントという決まりがあります。例えば300万という支出が地域支援事業で払うことに移行すれば、そのうちの12.5パーセント部分は市の負担・・・。

西村委員

だけどそれはもう広域の負担金に入っているんでしょう。まあ良いでしょう分かりました。

道下委員長

ではこの件については終わります。

7 請願第44号 家庭保育・夜間保育制度の創設に関する請願について

先般、この件について参考人招致の関して事務局から依頼の連絡をしてもらったところ、間野さんは体調不良、小池さんは連絡がとれなかったため、参考人は来られません。審査に入ります。森谷議員から何かご説明はありますか。

森谷議員

恐らく効果としては、趣旨は、0歳児から1歳児はお母さんのもとで愛を注ぐのが良いと言われていています。それによって保育士に余裕が出来るので夜間保育の準備も可能です。シングルペアレントから夜間保育の要望が出ています。選択肢を作るのが大事です。コストゼロの設定も可能です。動けば結果が出ます。何でもやってみ

るということです。

道下委員長
西村委員

委員から紹介議員の森谷議員に質問はありますか。西村委員。
まずお尋ねしたいのが、今回ゼロ歳児と1歳児の家庭保育制度を作ってくださいという趣旨が1つあると思いますが、今までと文面が違いますが趣旨は、これまで9月と12月に出示されたのと同じ趣旨だと理解してよろしいですか。

森谷議員

請願者本人ではないので正確な趣旨は分かりませんが、今回は別な角度から書いてあるため、先に進まれるのではと思ったのだと思います。私の考えと同じと認識しています。

西村委員

本当は請願者自身にお尋ねしたいのですが、以前はゼロ歳児に限ったことだったと私は理解していましたが、今回は1歳児についても言及されています。そこらで何か、付け加えられたのはどういう変化があったのかお尋ねします。

森谷議員

よく分かりませんが一般論で、ゼロと1を同じに見たのではないかと思います。小さい時はお母さんの元にいれば良いよと。ゼロと1は大差ありません。

西村委員

執行部にお尋ねします。夜間保育のニーズが浜田市でどの程度あるのかという点については、ある程度把握されているのか、それとも全く把握していないのかお尋ねします。

子育て支援課長

アンケートとか調査とかで正確な数値は把握していませんが、シングルペアレントの方から要望が出ていることは認識しています。医療センターで手配した経緯がありますが、しかし利用者はおられなかったとも把握しています。

足立副委員長
子育て支援課長

他県の動向および国の動向を把握されていればお願いします。
所管事務調査の方で議題としてありますが、鳥取県では来年度から、1歳未満の在宅保育に対して月額3万円を限度に支給する制度をされます。国の方ではそういう動きはありません。むしろ、保育料を下げる、保育園を増設する動きが見られます。

道下委員長

その他ございますか。
(「なし」という声あり)

ではこの件については以上とします。

道下委員長

ここで暫時休憩します。再開は11時5分とします。

[10 時 53 分 休憩]

[11 時 04 分 再開]

道下委員長

会議を再開します。

8 執行部報告事項

(1) 社会福祉法人制度改革の概要について

道下委員長

執行部から順に報告願います。地域福祉課長。

地域福祉課長

(以下、資料をもとに説明)

道下委員長

説明が終わりました。委員から何か質問がありますか。澁谷委員。

澁谷委員

浜田市内 32 の社会福祉法人の内訳をお願いします。

地域福祉課長

保育所関係が 17、障害が 2、高齢者が 13 です。

澁谷委員

社会福祉法人は評議員さんの互選で理事が選任されるとか、ありますよね。それが評議員会がないとなると理事の選任はどうなっていたんですか。

地域福祉課長

評議員会が 3 分の 2 は設置されていないので、役員が理事だけとか、どう置くかは各法人さんのお考えがあります。評議員を持っている所でも理事との兼務が可能であったりということがありました。地域事情、関係各所からの推薦があったりで、そういったところでの、設定だと思えます。

澁谷委員

内部留保の考え方ですが、減価償却がなかった・・・。

地域福祉課長

それぞれ皆さん減価償却も含めてされていると思います。現在の保有資産から今後計画している経費、当面の運転資金を引いた上で残るものがここに示してあります。

澁谷委員

事業拡大する時の内部留保ですか。

地域福祉課長

基本的にはそうなります。

澁谷委員

社会福祉法人の管理にあたり、行政の責任というか、どちらかと言うと税務署が企業をチェックするのに比べると、県の監査等は甘い気がします。経営組織のガバナンス効果はどうなりますか。

地域福祉課長

法律で決められたことが 2 段階施行ということで、国の方もギリギリまでかかって示されました。所轄の市や県がどこまで監査するんだと。基本的には国に準じてちゃんとやっているかだけを見るのが市の法人監査です。飽くまで法人の自主性を尊重しなければなりません。詳しい監査の方針や考え方というのも、年明けくらいにま

た示されるということがありますので、指針によって監査していくことになろうかと思います。

澁谷委員

これまで浜田市は社会福祉法人に対する監査は、何人体制、所要日数はどれくらいですか。

地域福祉課長

3名態勢で2年に1回です。

澁谷委員

事前調査なくして3人が行って調べるんですか。

地域福祉課長

事前に資料提出していただき、実際に訪問して帳簿を見るなりでチェックしています。

澁谷委員

2年に1度3名態勢で、32法人を監査しているんですか。

地域福祉課長

そのとおりです。

道下委員長

その他ありますか。足立副委員長。

足立副委員長

社会福祉充実団体に対して公共事業、要は地域に還元するという事です。前回質問して数ヶ月経過し、改善をお願いしていますが、改善点はありますか。

地域福祉課長

実際のところ、残高が出るかどうかの計算式が示されたのが年明けですので、なかなかできていません。該当するかどうかを今ようやく見られている段階です。残高がある程度わかっているかもしれませんが、それを法人の考えとして今の事業の拡充を行っていくと、人件費にあてるのかということが優先で1番目になり、2番目に地域公益事業といったことをやっていこうというのを法人の内部で考えていただくことになりますが、少なからず色々やっておられるので、ある程度イメージを持っておられるんだらうと。具体的にこの時期にこのサービスをしようという相談まではありません。

足立副委員長

浜田市の32法人の中で市が担当する法人で市が管轄になっていないところの社会福祉法人は内部留保はたとえば6億円とか、特養は3億とか、老健なら2億とか一定の内部留保はあるんですが、内部留保をきちんと分析して、例えば再投資額になるのか、地域還元になるのかそのあたり、監査をきっちりとして、適切な指導はこの4月以降浜田市として出来ると思います。そのあたり体制はされているのかお聞きします。

地域福祉課長

来月4月から2段階目が始まります。4月に向けての準備をしてまいりました。定款変更がこの3月末までの大きなテーマです。相当、監査する側が知識を持たなければいけない。ということで進めています。

道下委員長

その他ありますか。
(「なし」という声あり)
ではこのことについては以上とします。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業について

道下委員長

この件について、健康長寿課長。

健康長寿課長

(以下、資料をもとに説明)

道下委員長

説明が終わりました。委員から何か質問がありますか。
(「なし」という声あり)
ではこのことについては以上とします。

(3) 認知症初期集中支援チームの設置について

道下委員長

この件について、健康長寿課長。

健康長寿課長

(以下、資料をもとに説明)

道下委員長

説明が終わりました。委員から何か質問がありますか。足立副委員長。

足立副委員長

職員さんに大変負担がかかっている現状があります。包括支援センターの中でも、職員の対応に差があります。心配があります。

健康長寿課長

私どもも心配しています。資格のあるもの、経験があるもの、軸になるものが年齢を重ねてきており、次をどう育成するか課題です。何年後かを想定して、27年度から包括の再編というということで、保健師を集中的に配属してもらって、経験を積まなければ話にならないわけで、主任ケアマネを育成しようという計画で取り組んでいます。

足立副委員長

ここ数年の流れで、件数が相当増えていると思いますが、認識しておられますか。認知症の事例が増えていると思います。

健康長寿課長

相談件数はケースごとは把握していません。負担が増えているのは間違いございません。

道下委員長

その他ありますか。
(「なし」という声あり)
ではこのことについては以上とします。

(4) 平成 29 年度保育所保育料等について

道下委員長
子育て支援課長
道下委員長
森谷委員

この件について、子育て支援課長。

(以下、資料をもとに説明)

説明が終わりました。委員から何か質問がありますか。森谷委員。

国が保育料を安くした基準を示したとありましたよね。無償化が促進されると園児の数が増えるのではないかと思います。そうなる
と保育士不足に拍車がかかると思います。私の読み方は的外れです
か。

子育て支援課長
森谷委員

ご指摘のとおりだと思います。

それに対して国が取ろうとしている、保育士不足を解消しようと
することの繋がりはあるのでしょうか。一方的に無償化を進めて預
ける人が増えることしか想定してないのでしょうか。

子育て支援課長

1 億総活躍社会を国で掲げていまして、労働力不足、今後稼働年
代が減っていくということを合わせて考えたときに、女性と言うと
語弊があるかもしれませんが、家庭におられる女性に働いていただ
くことで労働人口を増やすことをイメージされていると思います。
子どもさんがいても生涯働ける、現役世代として働ける活躍の場を
作ろうと、保育所の充実を図っている物と思います。また処遇を改
善することによって、潜在保育士に活躍していただく、今後、学校
へ進むにしても保育士を目指してもらい、確保に繋がる動きをして
いると感じています。

森谷委員

整理するとどういうことになるんですか。母親に労働者として頑
張ってもらって、育児のために家にいて欲しくないということですか。

子育て支援課長

どのように取るかは分かりませんが、働ける環境を作る動きをさ
れていると思います。

森谷委員

保育士は子どもを看る仕事。0 歳 1 歳児は母親の傍にすることが
家庭で自分の子供を看ることが望ましいと言われていています。家庭内
保育手当を貰うことによって自分が保育士になる。それは 1 つの仕
事だと認識できていると思っています。家庭に入らないで仕事をする、1
億総活躍に含まれると考えてよろしいですか。

子育て支援課長

家庭で子どもを看るのは仕事かというお話ですが、女性が家にい
ることを仕事と置き換えた場合多額の・・・保育に限らず家事労働、
高齢者介護等諸々、そういう仕事もあるので仕事と言えらと思いま
す。

森谷委員

鳥取県 6 町調べられましたよね。1 億総活躍の話もありました。お母さんが家にいて 0 歳 1 歳の子どもを見る、かつ 3 万円、6 万を受けるというパターンですね。これは国の指針に反している施策ですか、沿っている施策ですか。

子育て支援課長

国の方針と鳥取県の方針が食い違っているかどうかは、私は述べられる立場にはないと思います。

道下委員長

ではこのことについては以上とします。

(5) 子育て支援センターの移転新築に関する検討経過について

道下委員長

この件について、子育て支援課長。

子育て支援課長

(以下、資料をもとに説明)

道下委員長

説明が終わりました。委員から何か質問がありますか。

澁谷委員

検討経過についてありますが、本当に客観性があるのか、信憑性を疑わざるを得ない状況になっているのではと思っています。昨日総務文教委員会を聞いていると、歴史館の賛成意見が 56 パーセントあると言われました。実際は賛成意見がなかったからパブリックコメントの期日を延長して賛成意見を書かせたのではないかと。以前の浜田お宝さがしの時に職員に出すよう指示があるなど、9 月議会においては公共下水道を作ると言っていて、12 月には延期、1 月になれば再度行うなど、訳が分からない。子育て支援センターは必要だと思います。高齢者よりも子育てへの支援をしないと人口減少が止まらない。そういうことに対して思い付きに見えるのです。ビジョンがあってここに出たというよりも、あそこは文化教育ゾーンだったはずだがなど。だからあそこの公園も海の見える文化ゾーンとなっていますよね。100 歩譲って高速の下り口に近いかから、若いお母さんが行きやすくて相談しやすい場所という意味では良いのかもしれないとも思いますが、いかんせん全体の流れが極めて思い付きに見えるわけです。各委員に意見を求められたことも 1 回もないし。ご存知のように今、議会と執行部の信頼関係は瓦解していますから、距離を縮めないといけません、きちんと考えてこれを出されているんですか。

健康福祉部長

うちとしてはこれを早く何とかしたいという思いはずっとありました。警察署を取得するという当初にはなかった話が出て、・・・昨年 4 月か 5 月頃に・・・ここが難しいということになってので、海

の見える文化ゾーンにずっと空いた土地があるので、あそこを活用できないかという話になった時に、統合幼稚園はどうかという話も出ました。最終的には統合はなかなか難しいので、あそこの土地を活用するのが一番良いのではという話になり、まず、来年度から着手するための予算をださせてもらった経緯があります。

事前にそういう話をしてあらすじができた所で報告して、ご意見を承れば良かったという反省はあります。毎年サマーレビューには出していたんですが、実際にゴーサインが出せるかはその年にならないと分からないわけです。サマーレビューに出して、市長の査定があつて初めて出せます。・・・それが秋くらいです。そのタイミングで一度お話すれば良かったという反省はあります。我々の説明不足なのでその点はお詫びを申し上げます。申し訳ございません。

澁谷委員

部長に謝られても困るんだが。もう1個は、結果的に新築で新しい立派な物を作れば、使う方は喜ぶとは思いますが、浜田市全体が安易な方向へ行っている気がします。老朽化した公共施設や道路や橋は直さないとならない。その予算配分の中で、全てが安易な方向へ行っていることに対してどうなのか、大丈夫なのか。残りの職員さんにその辺はどうなのか。あそこに作らざるを得ないという皆さんの中での合意ができて、そのための大義名分としてこの資料が出て来たようにしか見えないわけです。色んな知恵が出て噛み合っという結論になったのなら良いんですが。それが感じられる物を出してもらいたい。今一つモチベートされにくいというのが感想です。

健康福祉部長

福祉の中でも、利用がなくなってきた施設とか、民間移管をしたほうが良い施設は今年度から積極的に施設譲渡などを進めて、12月議会にも出しました。それが皆さんに全体の絵として伝わっていないことを反省し、どう発信していけば良いのか、他部署とも相談したいと思います。

澁谷委員

本当は幼児教育や、保育園、幼稚園、認定保育園がどうあるべきか、浜田市は検討する時期にきているんじゃないですか。答弁はいいです。

道下委員長

他にありますか。森谷委員。

森谷委員

勝手に決めて内緒で進めているというように見られるというのが時間もエネルギーもお金もすごくロスだと思います。パークゴルフ、瀬戸ヶ島の温泉、歴史館、決めているんです。結論は同じになって

も構わないですが、今回も支援センターについては利用者の意見を聞いているから充分ですと答えられました。図書館だって利用者の声を聞いても良かったと思います。使い分けておられるような気がします。それでは歴史館はどうか。海の見える文化ゾーンの複合化については、既に広い駐車場が整備されている。歴史館を中央図書館に持っていったらどうかという話にもぴったり当てはまることなんだけど、ここにはこのような言い方があって、・・・姑息な言い方を積み重ねられている。ものすごい屁理屈をこねる高い能力を、もっと他のことに使って欲しいわけです。今まで内緒みたいになっていて結果的に金と時間とエネルギーが無駄になったことがたくさんあると思います。情報開示については市長がストップかけているんですか。

子育て支援課長

利用者の意見を聞かないと私が答弁した覚えはありません。来年度予算については検討する会議を持ちたいとそのため予算要求をさせていただいています。その中で、実際に利用者の方は子育て中の方が多いので、地域の方などを入れて、来年1年かけてどういう施設にしたいかを検討したいと思います。最初に物ありきで進めている話ではありません。情報開示ですが、方向性が出たところでご報告をさせていただきました。

森谷委員

重みがないということをおっしゃったわけですね。非常に重みがあるとは言われなかった。折角上司が頭を下げたのだから貴方がそれを無駄にしては駄目だろう。

子育て支援課長

大変失礼な発言があり申し訳なく思います。お詫び申し上げますとともに不適切な発言がありましたので、謝罪をさせていただきます。

足立副委員長

今年1年かけて検討会の中でやるという話がありましたが、現在の松原がいいとか、警察の跡地がいいとか、そういう話の方向性になった時は、浜田市は方向性を変えるんですか。それともここにありきで話を進めるんですか。

子育て支援課長

このことについては検討会にもお示ししたいと思います。その上でどうしてもここが良いというお話があれば、全く検討の余地がないとは思っていません。ただ、我々の検討の結果でこうなっているのでそこを改めてという可能性は低いと思っています。

道下委員長

その他は。

(「なし」という声あり)

ではこのことについては以上とします。

暫時休憩いたします。再開を 13 時 15 分といたします。

[12 時 18 分 休憩]

[13 時 15 分 再開]

(6) 公営企業の経営戦略策定について

道下委員長
管理課長
道下委員長
森谷委員

会議を再開します。この件について、

(以下、資料をもとに説明)

説明が終わりました。委員から何か質問がありますか。森谷委員。

工業水道は別にして、6 会計については交付税を貰う為にやるんですか。

管理課長
森谷委員

率直に申し上げてそのとおりです。

それによって副次的効果、貰うために面倒くさい作業をするのか、その作業が次に繋がる情報をもたらしてくれるのか、どうでしょうか。

管理課長
森谷委員

面倒くさい作業とはなんでしょうか。

訂正します。わくわくする作業です。こういうことを作っていくという作業です。

管理課長
森谷委員

実際はこれから公営企業を運営して行って、今後どうしていくか、水道事業をどうしていくか、という気持ちはわいてくると思います。

それでしたら、29 年 30 年から始められた方がよろしいかと思いますが。

管理課長
森谷委員

工業水道だけは交付税措置がないので、国が要請している 32 年度までに工業水道は作ると、他は全部できました。という報告です。

2 年ぐらい前に水道管の耐用年数を 5 倍持つこととして、経費節約、そういうのもこれに組み込まれることになるんでしょうか。

管理課長
森谷委員

耐用年数が 40 年のところを 60 年、建物だと 50 年のところを 70 年ですか、そういったことを組んで、標準化していった部分を含めて策定しています。

工業用水道で会計方法が変わったことによって、営業利益と経常利益とでトントンになるようです。営業利益が何故マイナスになるのか。まともな形で発表するよう検討される考えはあるんでしょうか。

管理課長

か。

元々の水道事業の経営戦略が国の要請の中で、経営戦略については経営の健全化に向けた議論の契機にするために、住民や議会に対し公開しなさいという要請が来ています。まず議会に報告させていただき、全部ホームページに掲載する形で公表しようと思っています。

森谷委員

公表はルール通りするで良いんですけど、分かるように考えながら公表しないと意味がないので、その辺も考えているんでしょうね。

管理課長

考えたいと思います。

道下委員長

その他ありますか。

(「なし」という声あり)

ではこのことについては以上とします。

(7) その他

(配布資料) 平成 28 年度第 3 回国民健康保険運営協議会資料

浜田市人口状況 (平成 28 年 11 月末～平成 29 年 1 月末)

道下委員長

配布物がありますのでご確認ください。医療保険課長。

医療保険課長

(以下、資料をもとに説明)

道下委員長

浜田市人口状況もよろしいですね。足立副委員長。

足立副委員長

2 月末の数字はわかりますか。

総合窓口課長

総人口は 55,906 人、世帯数 26,649 です。

道下委員長

はい。地域福祉課長。

地域福祉課長

報告事項についての全協報告につきましては、

(1) 資料配布のみ

(2) 資料配布のみ

(3) 資料配布のみ

(4) 資料配布のみ

(5) この後、部長から説明させていただきます。

(6) 資料配布のみ

(7) 資料配布なし

と考えております。

健康福祉部長

(5) は予算に絡むものなので予算決算委員会でさせていただき、全協では省かせていただきます。

道下委員長

それでよろしいですか。

(「はい」という声あり)
それでは次にうつります。

9 所管事務調査

(1) ミニデイに関する予算比較について

道下委員長
健康長寿課長
道下委員長

所管事務調査です。健康長寿課長。
報告事項に誤りがありましたので、訂正させていただきます。
(以下、資料をもとに説明)
次にミニデイについて報告させていただきます。
(以下、資料をもとに説明)
説明が終わりました。委員から質問はありますか。
(「なし」という声あり)
次にうつります。

(2) 特養申込者の状況について

道下委員長
健康長寿課長
道下委員長
西村委員
健康長寿課長
澁谷委員
健康長寿課長
足立副委員長
健康長寿課長
道下委員長

所管事務調査です。健康長寿課長。
(以下、資料をもとに説明)
説明が終わりました。委員から質問はありますか。西村委員。
念のため聞いておきますが、特老のベッドの空きはないですか。
亡くなられた時のタイムラグはあるものの、常に満床です。
入居者の平均滞在年数は、以前は3年というようであったと思いますが、大きな変化はないのか。
今直近の方は調べていません。すみません。変化はないと思います。
28年7月の段階で528.85人とありますが、実数としては150人を切っているのではないかと思います。どのように掴んでおられますか。
各施設が把握している申し込み数を機械的に集計したものですので、漏れは無いかと思います。一方第6期事業計画を立てる際、飽くまでも在宅に限るんですが、在宅から真に入居ニーズのある人が百何十人あるので、サイクルのことも考え30程度の増床が適当としました。正味の待機者は100人余りが現状ではないかと思います。
その他は。
(「なし」という声あり)

次にうつります。

(3) 特養入所者の介護度別状況について

道下委員長 所管事務調査です。健康長寿課長。
健康長寿課長 (以下、資料をもとに説明)
道下委員長 説明が終わりました。委員から質問はありますか。
(「なし」という声あり)
次にうつります。

(4) 鳥取県における在宅育児世帯への経済的支援の状況について

道下委員長 所管事務調査です。
子育て支援課長 (以下、資料をもとに説明)
道下委員長 説明が終わりました。委員から質問はありますか。森谷委員。
森谷委員 在宅家庭への支援とは、経済的支援ということでよろしいですか。
子育て支援課長 年金給付、現物支給サービスの軽減ということで、支援をされています。
森谷委員 子どものために使うだとか、子どもがいるから働けない、働けないから自分で保育士してるようなものだから給料あげるよ、というような経済的支援と考えてよろしいですか。
子育て支援課長 鳥取県の資料を見ると、在宅児童世帯へも経済的支援を行うことにより、保護者の子育ての選択を広げ、県民の希望出生率の実現に寄与するとあります。
森谷委員 難しい言葉を使わないで、小さい子を持つお母さんにも分かるように言っていただきたいんですが。家で育児をすると働きに出られない方に、生活費を支給するということですか。
子育て支援課長 生活費のために支給されるかどうかは私には分かりません。3万円で生活ができるか、考える余地があるかと思います。アンケートの中では子どものために使われるとは限らないのでは、ということです。
森谷委員 パートで働くと、子供のため、家計のため、何に使おうが誰にもいわれることはないと思うんです。生活保護費についても、制限はあるんですが、自由に使えますよね。そういう意味合いです。
健康福祉部長 これは鳥取県がやられている事業で、事業目的に在宅・・・経済的支援を、とあるので、経済的支援であることに間違いはないと思

います。どういう経緯でこういうことで、まとめられたかは我々には分からないので、回答が難しいです。

森谷委員

僕はそれ以上のことを聞いているのではなくて、経済的支援ということは何に使っても良いということですよ。

健康福祉部長

今は所管事務調査で頼まれた内容をお答えしています。議員さんは一般質問でやりとりした内容について聞かれますが、それには違和感を覚えるのですが。

道下委員長

所管事務調査ですので。

森谷委員

違和感を感じる必要はありません。一般質問をここでしているわけではありません。

道下委員長

また次回でどうですか。まだ項目がありますので。

森谷委員

私たちは市民のために働いているので時間は関係ありません。内容がくだらないならそう言ってください。

それぞれの町は年齢制限をどういう理由で付けているんでしょうか。

子育て支援課長

年齢制限については2ページの表に書いてあります。その根拠は様々な市町村の考えによると思います。ちなみに来年度から行われる鳥取の1歳までについては3ページの事業内容に書いてあります。1歳未満を対象とする理由として、職場復帰への影響を懸念する意見も踏まえるとともに、育児介護休業法による育児休業を原則として1歳未満とすることに鑑み、1歳未満とするとなっています。

森谷委員

それは鳥取県ですよ。各町について、調べてないということですか。

子育て支援課長

目的については2ページの表にまとめております。子育てをとおして、家族の絆の再生と定住化の促進をはかること。経済的支援及び乳幼児との愛着形成の進化の助長を図り、もって乳幼児の健全な育成に資すること。ということから、年齢を設定されたと思われま

森谷委員

す。年齢制限をどのような理由で設定されたのか、その目的をという意味の質問です。

子育て支援課長

申し訳ありません。調べていません。

森谷委員

そこが一番大事でしょう。作業ではなく、仕事としてやって欲しいんですよ。町は町の、県は県の方針があったとします。必ずしも一緒ではないということですね。

子育て支援課長	5 ページの・・・支援の処方ですが、さまざまな取り組みを県として後押しをするということで、実際の制度自体は各町村の考え方に任せることと思います。県としての財政支援は1歳までと思います。
森谷委員	各町はこの制度によって出生時の数が増えるとか、出生数が増えるとか、目的に従った効果がでているとか、そのあたりの情報があれば教えてください。
健康福祉部長	表から見ますと、伯耆町がありますが、増えています。ここに問い合わせました。27年からこの事業を行っています。27と28で2年経過します。町として申請者がどう思っているかアンケートをしているとのことでした。多い年もあったり、少ない年もあったりです。効果を知りたいとのことでした。ここは全部公立の保育所で、入所の申し込みが毎年変化があるようです。いろいろの要因があるようです。
森谷委員	よくわからないけども、実行されている。そこを強く考えてほしいです。効果があればいい。なければ辞めればいい。 (委員から大山町、伯耆町について報告)
道下委員長	その他ありますか。 (「なし」という声あり) 次にうつります。

(5) 国民健康保険料賦課対象所得額等の状況について

道下委員長	所管事務調査です。医療保険課長。
医療保険課長	(以下、資料をもとに説明)
道下委員長	説明が終わりました。委員から質問はありますか。 (「なし」という声あり) 次にうつります。

10 その他

	その他、執行部から何かありますか。 (「ありません」という声あり)
森谷委員	委員から何かありますか。森谷委員。 これから請願審査に入りますが、一般質問で前回の請願に対しての反対意見は全部川崎部長にぶつけ、問題がないという総体的な回

道下委員長

答でした。それを踏まえて厳格に判断していただきたいと思います。
その他ありませんか。
(「なし」という声あり)
では執行部に関わる案件は全て終了しました。ここで今年度をもって退職される課長さんにご挨拶いただきたいと思います。

《 退職予定職員挨拶 》

《 執行部退席 》

道下委員長

暫時休憩したいと思います。再開は 14 時 35 分です。

[14 時 25 分 休憩]

[14 時 35 分 再開]

道下委員長

それでは会議を再開します。

これから採決を行います。

議案第 1 号 浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

道下委員長

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 8 号 浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

道下委員長

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 9 号 浜田市高齢者生活支援事業の手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

道下委員長

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 10 号 浜田市金城高齢者生活福祉センター条例及び浜田市三隅デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

道下委員長

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 36 号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

道下委員長

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第 40 号 年金の毎月支給を求める意見書の提出について

委員から採決の方法や内容について何かあればお願いします。森谷委員。

森谷委員

前から毎月支給は賛成でした。

柳楽委員

心情として汲み取れる部分はありますが、毎月支給にしたからと言って支給前になってお金が底をついてしまうという状況が月払いにすることで、ならないのか考えたときにそうとは言い切れない、経済観念的な考え方の指導とか、困窮した場合の支援等もありますのでまずは、そこに繋げてあげる体制ということを考えることが必要ではないかと考えます。従って反対です。

小川委員

賛成です。常々年金の支給について2ヶ月ごとの支給と言うのは家計の支出を計画的に行うことに支障をきたしているのではないかと、思っています。生活保護費の支給が重たいと思っていましたが、これも支払いは月々ですし、毎月の収入、支出の中で、自己責任の中で家計をきちんと維持をして健全な家計を支えていくために毎月支給と言うのは1つの方法に含まれるのではないかと思います。

西村委員

年金加入者の姿勢による部分があることは否定しませんが、支給

する側のあり方として、人間1ヶ月サイクルで生活すると言うのはごく当たり前の生活スタイルだと思います。そういう意味では支給する側のあり方として毎月支給というのは、受ける側では当然の要求であると思います。

足立副委員長

課題の計算システムの改修その他こういった手間が増えることで、保険料に反映されるのではないか、そのあたりははっきりしていないので、現段階では反対です。

平石委員

反対です。事務量が2倍になることが想定される、1ヶ月サイクルの生活ということですが、2ヶ月のサイクルでもいいのではないかと思います。支給に合わせたスタイルが必要でしょうし、本人の努力で改善できるものと思います、設備の改修の問題、その他ありますので、反対です。

澁谷委員

自己責任という立場から考えていかなものかと考えましたが、世の中が急速に変化し、最近の高齢者の交通事故の増加など、時代はある高齢者に対する判断力が一定のレベルを超えてきているのではないかと思います。そういう意味で、100歳を超える人が何十万人となっていく時代に、自分のマネジメント能力を超える、脳の退化、生理学的に難しくなっているのであれば、使い切ってしまうても、1月経てばまた入ってくるということなら、その人の生存を保障することになるのではないかと思います。コストがかかるということもあるでしょうが、今の時代技術革新が進んでいるので、初期投資は係るでしょうが、受ける人のサービスを高めていくことの責任を果たしていただくことにもつながると思いますので、賛成です。

森谷委員

納付書の裏に一覧表があります。徴収のやま、たにを作らないための、市の都合です。これも市役所の都合です。住民に対する福祉の増進です。そうしたら、コスト云々はさておき、福祉の増進はどちらかを考えないといけないんです。年金は決まっているもので、半分にするだけです。それをコスト云々とはいえないと思います。賛成です

道下委員長

採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

挙手多数です。よってこの請願は採択すべきものと決しました。

意見書について採択されました。修正すべき点などありましたら、
お願いします。

暫時休憩します

会議を再開します。

お手元に年金の毎月支給を求める意見書案が配布されましたが、
何かご意見はありませんか。

(「なし」と言う声あり。)

今後の調整により簡易な修正があるときは委員長に一任願います。
意見書の議案提出については、請願が本会議で採択された後に、日
程追加して議案説明を行うことになっております。

次の請願です。

請願第 44 号 家庭保育・夜間保育制度の創設に関する請願につ いて

委員から採決の方法や内容について意見等何かあればお願いしま
す。柳楽委員。

柳楽委員

家庭保育を否定するということはありませんが、前回も述べたよ
うな考え方は変わっておりませんので、今回も反対とさせていただきます。

小川委員

請願に書かれている表現について非常に問題があると思います。
不穏当な表現の請願を防止する方法ということについては、議会議
事務局で議会運営の実際という本があります。その中では請願者が請
願書に過激な表現や不穏当な表現をしている場合、紹介議員はこれ
を改めるよう助言することが大切です。このような表現の請願を照
会することは紹介議員のモラルを疑われますので、紹介議員も請願
書の内容、表現に留意する必要があります。紹介議員が1つのチェ
ック機関となることが期待されます。そして紹介議員の助言に従わ
ないときは紹介しないことも考えるべきです。これについて請願の
内容が不穏当、粗雑なものであり或いは本来請願権として国民の有
する権利の行使から遠いものであって、議会で審議するに不相応の
ものであるとすれば、その責任は当請願を紹介した議員にもあると、
このように見解が示されています。私は本来ならこの請願書を受け
取った紹介議員にこの点についてのチェックを期待するものであり
ますが、どうもそのまま福祉環境委員会に付託されたことになりま
すとそこは期待できないことになります。しかし、この内容をいく

ら読んでも個人名が挙げられている、個人攻撃がされている中身を含んでいる以上、このことを委員会として審査することは不適當という観点からこれについては、委員会としてふさわしくないという判断をしていただくよう、意見を述べさせていただきます。

西村委員

9月、12月との請願の主旨について基本的に相違はないということのようです。これまでも賛同ですので、賛成したいと思います。12月のときの討論を読み返しましたが、請願の基本的な主旨については、家庭保育の選択肢を広げるという意味で賛成の立場できております。今回も変わりません。想定されているのが賃金が安い労働条件が非常に悪い方を想定しての請願だということでは請願に賛成するというので、今回も改めて想いは変わりません。ただ、紹介議員にお聞きしますが、小川委員も言われていましたが、この請願の文書の中に二人の委員の個人名が挙げられて、その中には落選してほしいというような文言まで入っています。私はこれは本当に請願の採択をその委員に求めているわけで、そういう意味では非常に礼を失した請願文章だと思って、そのように、請願者自身が思われることは仕方の無いことだと思っておりますが、そのことを請願書に書かれる必要がどこにあるのか。これ以上礼を失することばがないと思われるほどの文章だというふうに思って、その点について、紹介議員がどのように思われたのか、お聞きしたいと思います。請願には賛成です。

足立副委員長

12月に賛成をしております。今回も主旨に関しては賛成をさせていただきます。家庭保育、子どもを抱える親の立場を考え、選択肢が増えることはメリットが大きいのではと思います。この部分についてはいいことであると思います。それから下の部分に関しては必要のない部分も相当あると思いますので、そのあたりは小川委員、西村委員いわれたように、しっかりとチェック機能が働いたほうが良かったのではないかと思います。

平石委員

私もこの請願については必要だとおもいますので、賛成したいと思います。後については、西村委員、副委員長が発言されたことと同じです。

澁谷委員

12月議会で請願には賛成しました。そのときの主旨に最初の頃は理解に乏しかったんですが、時間がたつことで、こういう施策もかみ合せながら子育て支援を強化するということは、重要なことで

はないかと考えていました。この考え方には賛成です。今回については個人名の批判が出ている点について私なりに調査しましたが、議員たるものは選挙で選ばれた公人なんでこういう批判がある場合もあるということで、請願を受入れ、審査をしなければならないということのようですが、この個人名が無くても、主旨を伝える方法というか、最初の請願の主旨を伝えることができるのではないかとことから、最初この議員の名前をはずす事ができないかというような話をしたときに請願者が望まないということでした。それなら変えようが無いことかなと思いました。私は主旨には賛同しますが、賛同するからこそ、個人名がなくても充分請願の主旨を伝えることはできるのではないかと思うところです。12月に賛成し、今回反対はおかしいとは思いますが、やはりある一定のエチケットというか、そこのところは配慮して請願と言うものを実行できるようにすべきではないかと思います。ですから今回は主旨は賛同しますがこういった表現であるのであれば、この請願自体には反対します。

森谷委員

いままでの請願を私がどう注意されたか思い出してほしいです。全部自分が作ったのではないかとか。請願者はサインをしてもらっただけではないかとか。言われ続けてきました。それがあるので、無理やり直してもらわなかったことです。それから国民に対して請願権があるんです。能力のあるひとから、やっとな字が書けるような人までさまざまと思います。それと公人なんです。この中には公人以外の固有名詞はありません。公人として、請願じゃないところでは、いろいろ飛び回っています。ただ文章になっただけです。作る文章に対して礼を失するというを生かすならば、そういうまともな発想の人しか請願を認めてもらえなくなります。いろいろな人がいていいと思います。私が紹介議員としてコントロールすべきで。しかし今回については、先ほど言ったように、自分が・・・と言いつづけられてきたわけです。だから私がわざと変えることを強制しませんでした。本人の意思にまかせました。それと、憲法に請願があって、形も決まっていらないんです。逐条解説・・・もただの説明にすぎないです。憲法をフォローするものでもありません。都合のいい文章です。議員たる資格があるのなら、出典とかそういうものを言いながら説明されたり、この会議以前に直接会話をすべきだと思います。すべて反対する人は予め私に対して会話をされません。す

りあわせをして頂いたら。もっとピュア形で。品が無いからどうこう。こういう採決の形が正しいのか、私は間違っていると思います。以上です。

西村委員

私がお聞きしたかったのは、この文書を受け取られ、読まれたときに森谷委員は何の抵抗も無く、受け止められたのかということです。

森谷委員

はっきりしている。これでいいのではないか。と思いました。公人に対して思っているのなら出すことは問題はない、ただ嫌がられるだろうなどは思いましたが、ハードルを越えられないものだとは思いませんでした。疑問がどこの部分かわかりませんが、よそ行きの文書ではないなどは思いました。がこれでいいじゃないかとは思いました。

道下委員長

それでは意見は出尽くしました。継続審査の意見は出ませんでした。ここで採決に移ります。

本請願は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数です。よって本請願は挙手多数で採択すべきものと決しました。

それでは、以上で福祉環境委員会を終了いたします。

[15 時 10 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第 6 5 条第 1 項の規定により、ここに委員会記録を作成する。

福祉環境委員長 道 下 文 男